

大飯原発3、4号機の再稼働に慎重な対応を求める意見書

福井県は、6月11日に出された県原子力安全専門委員会の報告を受け、大飯原発3、4号機の再稼働への対応が進められている。

しかし、東京電力福島第一原発事故は未だ収束しておらず、事故の検証も完全ではない。さらには原子力規制庁が未創設であり、また福島第一原発事故の技術的な知見からの安全対策も完結されていない状況である。

福島第一原発の未曾有の事故を目の当たりにして、県民の安心・安全に暮らし続けたいという願いは当然であり、多くの県民が再稼働に反対する声もある中で、これまでの価値観を継承しての再稼働への対応は、慎重であるべきである。

本来、福島第一原発事故の原因を特定し、その知見を生かした、徹底した安全対策と情報公開のもと、日本のエネルギー政策の方向性を見極めて判断すべきである。

よって、福井県知事に対し、大飯原発3、4号機の再稼働に向けての対応は慎重に行うとともに、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 原子力安全体制づくりに向け、UPZ30キロ圏内自治体と国・電力事業者との法的な連携が図れるよう対応すること。
- 2 県防災計画を早急に策定し、速やかに県内市町への支援を行うこと。
- 3 運転開始から40年を超えた高経年化原発の運転延長を認めないよう国へ強く働きかけること。
- 4 SPEEDIデータの速やかな提供に関して、国へ強く働きかけること。
- 5 活断層の徹底した調査を行うよう国へ強く働きかけること。
- 6 未実施の中長期安全対策（免震事務棟、フィルタ付ベント設備の設置等）を早急に実施するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

越前市議会議長 嵐 等